

概要版

西予市

子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

西 予 市

I 子ども・子育て支援事業計画とは

1. 計画の策定にあたって

本市では、平成27年3月に「西予市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期西予市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

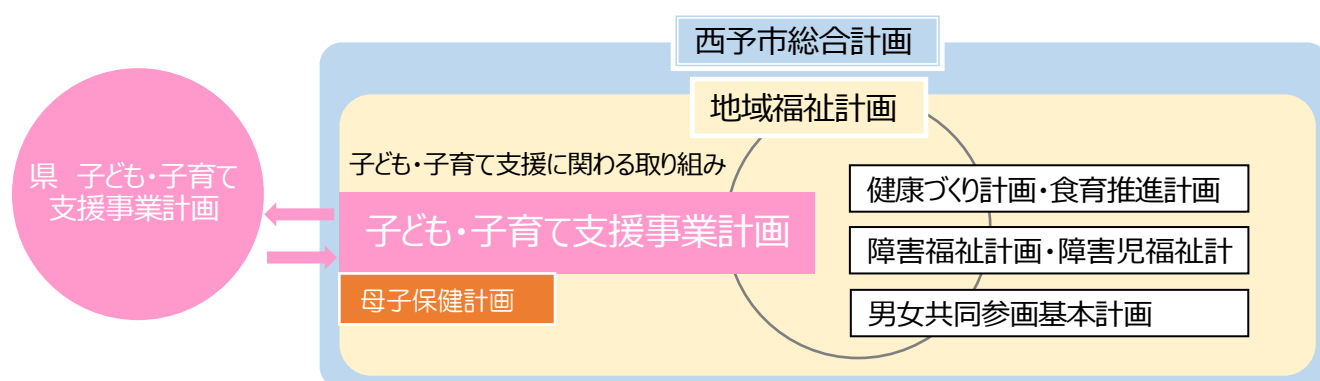
令和4年には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としたこども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化が明記され、本市においても令和6年4月からこども家庭センターを設置しました。令和5年には「こども家庭庁」を設立するとともに、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、「こども基本法」が施行されました。

このような状況の中で、本市においては、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「第3期西予市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第61条及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画として作成するものであり、西予市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業、子ども育成支援事業の充実のほか、母子保健事業（母子保健計画を継承）、ひとり親への支援施策の展開など、子どもを取り巻く各種支援の包括的な整備に向けた計画を定めるものです。なお、「子ども・子育て支援新制度」のはじまりに際して、「関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）」に基づくものでもあります。

市の基本方針に関する上位計画である「西予市総合計画」や福祉分野の上位計画である「西予市地域福祉計画」を踏まえ、「西予市障害福祉計画」、「西予市障害児福祉計画」、「西予市男女共同参画基本計画」、「西予市住宅マスタープラン」、「西予市健康づくり計画」、「西予市ひとり親家庭等自立促進計画」などの分野別計画とも整合を図り、まちづくりの一環として、分野横断的に子ども・子育ての施策を充実させていくものとします。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。

Ⅱ 計画の方向性

1. 計画の将来像

全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進行していく中で、地域の中で子どもを見守り、時には日々の子育てに対する助言や支援、協力を得るといったことが困難な状況となっています。

西予市においても、少子高齢化が進み、今後も人口は減少していくと予想されます。そうした中で、今の人口を維持するためには、西予市で子どもを生み、育てる環境を整備し、「西予市で子どもを生みたい」、「西予市で子育てしたい」と思ってもらえることが必要です。

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

「第2期子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、子どもと子育てをする保護者を社会全体で支える仕組みを構築し、子育て環境をより一層充実していくことで「西予市で子育てしたい」と思ってもらえることを目的に、本計画の将来像を掲げます。

子育てするなら西予

2. 計画の基本的な視点

本計画の「基本的な視点」として、子どもの育ちを第一に考えることを念頭におき、「場づくり」、「人づくり」、「まちづくり」の3つの視点からすべての子どもの成長に関わる子育て支援を一体的にとらえ、子どもの成長にあわせて広がっていく計画としていきます。

こうした視点を取り入れ、西予市で育みたい子ども像を実現し、西予市に暮らすすべての子どもたちが元気に学び、育ち、成長することで、子ども自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることを目指します。

<場づくりの視点>

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者のニーズは多様化しており、子どものいるすべての家庭が安心して子育てができるためには、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供が必要です。また、地域における子育てを支えるネットワークを形成し、西予市で子育てしやすい環境づくりを進めます。

<人づくりの視点>

西予市で子どもが健やかに成長するためには、乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められることが重要です。子どもの個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるまちをめざした施策を推進します。

<まちづくりの視点>

上記の「場づくり」、「人づくり」2つの視点をもって施策を推進するためには、2つの視点を支えるための施策が必要となります。子育てに関する情報提供、健康を確保するための施策、施設や交通環境の整備など、まちづくりに関わる施策を推進します。

Ⅲ 本計画における施策・取り組み

基本目標1：多様なニーズに応じた保育所（園）・幼稚園などの充実

（1）教育・保育事業の推進

- ①教育事業－1号認定（3～5歳）：教育利用
- ②保育事業－2号認定（3～5歳）：保育利用
- ③保育事業－3号認定（0～2歳）：保育利用

（2）地域子ども・子育て支援事業の推進

- ①利用者支援事業
- ②妊婦等包括相談支援事業
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④妊婦健康診査事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦子育て世帯訪問支援事業
- ⑧児童育成支援拠点事業
- ⑨親子関係形成支援事業
- ⑩子育て短期支援事業
- ⑪ファミリー・サポート・センター事業
- ⑫一時預かり事業
- ⑬延長保育事業
- ⑭病児保育事業
- ⑮放課後児童健全育成事業
- ⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑱乳児等通園支援事業
- ⑲産後ケア事業

（3）幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

- ①教育・保育の一体的な提供
- ②適正な集団規模の確保
- ③親や地域の子育て力の向上

基本目標2：地域で子育てがしやすい環境の整備

（1）地域の子育て支援

- ①教育・保育施設・サービスの利用者支援事業
- ②愛護班活動事業
- ③PTA活動事業
- ④小中学校支援者補償事業

（2）放課後の過ごし方

- ①えひめっ子未来創造事業活動事業

基本目標3：援護を必要とする子育て家庭への支援

（1）特別な支援を必要とする子どもの支援

- ①障害児保育事業
- ②発達支援体制の充実事業
- ③障害児通所支援事業

（2）ひとり親家庭等の自立支援

- ①母子父子自立支援事業
- ②高等職業訓練促進給付金等事業
- ③ひとり親家庭等自立促進計画策定事業
- ④ひとり親家庭医療費助成事業
- ⑤母子父子家庭小口資金貸付事業
- ⑥児童扶養手当支給事業

（3）児童虐待防止の取り組み

- ①児童虐待等の未然防止・早期発見
- ②DV 関連事業
- ③要保護児童対策地域協議会

基本目標4：職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①女性の就労支援
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③父親の育児参加

基本目標5：子育てに関わる教育環境の整備

（1）保護者への支援

- ①家庭教育支援事業
- ②児童手当支給事業
- ③保育料軽減措置

（2）教育・保育施設の整備と連携

- ①市保育協議会活動支援事業
- ②民間児童館活動事業
- ③宇和・野村児童館管理運営事業
- ④幼保小連携の促進事業
- ⑤学校教育支援事業

（3）思春期保健対策

- ①心の健康に関する情報提供・知識の普及
- ②命の大切さについての知識の普及
- ③喫煙・飲酒・薬物等の健康影響についての教育推進と防止対策

（4）生きる力の育成

- ①福祉教育の推進
- ②子ども読書活動の推進
- ③多様な体験活動の推進
- ④いじめの早期発見・早期対応
- ⑤不登校児童・生徒への早期対応
- ⑥ふるさと教育の推進
- ⑦親子の絆づくり事業

基本目標6：情報提供・情報発信

- ①子育て支援ネットワーク化
- ②保育サービスに関する情報提供

基本目標7：母子保健医療対策の充実

（1）妊娠・出産期における健康の保持と増進

- ①妊婦健康診査事業－〔再掲〕
- ②母子保健訪問指導事業
- ③不妊治療費助成（妊娠前検査・保険適用分・先進医療）

（2）乳幼児期における健康の保持と増進

- ①乳幼児健診事業
- ②未熟児養育医療事業
- ③乳幼児・児童医療費助成事業

（3）元気な「西予っ子」の育成

- ①母子保健相談教育事業
- ②食育推進計画の推進
- ③学校給食との連携
- ④健康教育等推進事業

基本目標8：子ども・子育てを支援する生活環境と安全の確保

- ①児童安全対策事業
- ②児童交通公園管理事業
- ③公園・広場整備
- ④子どもの防犯体制の強化

Ⅳ 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. 本市で想定する教育・保育の量の見込み

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	3～5歳	教育	44人	42人	40人	39人	37人
2号	3～5歳	教育	0人	0人	0人	0人	0人
		保育	459人	439人	419人	401人	382人
3号	0歳	保育	16人	16人	15人	14人	14人
	1歳	保育	105人	101人	98人	94人	90人
	2歳	保育	117人	112人	108人	103人	99人

2. 教育・保育の確保の方策

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定（3～5歳）・教育利用			見込み量	44人	42人	40人	39人	37人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	92人	92人	92人	92人	92人	
		箇所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
2号認定（3～5歳）・保育利用			見込み量	459人	439人	419人	401人	382人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	526人	526人	526人	526人	526人	
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	
3号認定（0歳）・保育利用			見込み量	16人	16人	15人	14人	14人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	41人	39人	39人	35人	35人	
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	
	地域型保育	提供量	8人	8人	8人	8人	8人	
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
3号認定（1歳）・保育利用			見込み量	105人	101人	98人	94人	90人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	103人	101人	101人	101人	101人	
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	
	地域型保育	提供量	9人	9人	9人	9人	9人	
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
3号認定（2歳）・保育利用			見込み量	117人	112人	108人	103人	99人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	126人	124人	124人	124人	124人	
		箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所	
	地域型保育	提供量	10人	10人	10人	10人	10人	
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業	こども家庭センター型	見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保策（提供量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センター	見込み量	420回	420回	420回	420回	420回
		確保策（提供量）	280回	280回	280回	280回	280回
③地域子育て支援拠点事業		見込み量	187人日	178人日	171人日	165人日	161人日
		確保策（提供量）	187人日	178人日	171人日	165人日	161人日
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
④妊婦健康診査事業		見込み量	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回
		確保策（提供量）	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回	1,500人回
		訪問スタッフ数	14人	14人	14人	14人	14人
⑤乳児家庭全戸訪問事業		見込み量	150人	150人	150人	150人	150人
		確保策（提供量）	150人	150人	150人	150人	150人
		訪問スタッフ数	14人	14人	14人	14人	14人
⑥養育支援訪問事業		事業としては実施していませんが、関係機関が連携を取りながら、養育に関する支援が必要な家庭を把握し、相談、助言、指導を行っていきます。					
⑦子育て世帯訪問支援事業		訪問支援員及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて実施を検討していきます。こども家庭センターにおいて、家庭が抱えている不安を傾聴し、対象に寄り添った支援をしていきます。					
⑧児童育成支援拠点事業		有資格者を含む人材及び事業所の確保等に課題があるため、状況に応じて教育分野とともに実施を検討していきます。					
⑨親子関係形成支援事業		各家庭が抱える課題が大きく異なること、専門性の高い人材及び研修の実施、事業所の確保等に課題があります。児童相談所等が実施する「親子再統合支援事業」の個別対応を依頼し、連携した支援をしていきます。					
⑩子育て短期支援事業		見込み量	43人日	43人日	43人日	43人日	43人日
		確保策（提供量）	43人日	43人日	43人日	43人日	43人日
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
⑪ファミリー・サポート・センター事業	未就学児	見込み量	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
		確保策（提供量）	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
	就学児	見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		確保策（提供量）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	計	見込み量	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
		確保策（提供量）	64人日	61人日	59人日	56人日	54人日
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
⑫一時預かり事業	幼稚園における 在園児を対象とした 一時預かり （預かり保育）	見込み量	918人日	986人日	914人日	918人日	848人日
		確保策（提供量）	918人日	986人日	914人日	918人日	848人日
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	一時預かり （一般型）	見込み量	671人日	644人日	616人日	593人日	572人日
		確保策（提供量）	671人日	644人日	616人日	593人日	572人日
		箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
⑬延長保育事業			見込み量	72人	69人	66人	63人	60人
			確保策（提供量）	72人	69人	66人	63人	60人
			箇所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
⑭病児保育事業			見込み量	908人日	863人日	830人日	798人日	768人日
			確保策（提供量）	908人日	863人日	830人日	798人日	768人日
			箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
⑮放課後児童健全育成事業	低学年	見込み量	250人	236人	223人	211人	200人	
		確保策（提供量）	250人	236人	223人	211人	200人	
	高学年	見込み量	41人	39人	37人	36人	34人	
		確保策（提供量）	41人	39人	37人	36人	34人	
	計	見込み量	291人	275人	260人	247人	234人	
		確保策（提供量）	291人	275人	260人	247人	234人	
		箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所	
⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業		見込み量	事業の実施については、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて検討していきます。					
⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業		見込み量	事業の実施については、人材面、実施主体など課題があるため、状況に応じて検討していきます。					
⑱乳児等通園支援事業	0歳児	見込み量	－	2人日	2人日	6人日	6人日	
		確保策（提供量）	－	2人日	2人日	6人日	6人日	
	1歳児	見込み量	－	1人日	1人日	2人日	2人日	
		確保策（提供量）	－	2人日	2人日	2人日	2人日	
	2歳児	見込み量	－	1人日	1人日	2人日	2人日	
		確保策（提供量）	－	2人日	2人日	2人日	2人日	
⑲産後ケア事業			見込み量	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
			確保策（提供量）	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日

V 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

西予市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を通して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 進捗評価の仕組み

計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施にともなう諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。

3. 計画を推進するための役割

本計画の基本的な視点である「子どもの育ちを第一に考えること」をふまえながら、円滑に各施策を推進していくためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、市内のあらゆる方・団体が本計画の基本理念とその考え方を共有し、その上で各々の役割を果たすことが重要です。

■保護者の役割

子育て・子育ちに第一の責任を負う保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな影響を与えます。そのため、常にコミュニケーションを図り、家族のきずなや家庭でのふれあいを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなるように努めていきます。

子育てを通じて、自らも保護者としての役割を学び、人として成長しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のルールなどを学んでいくお手本となります。

家庭内だけでなく、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加することによって、地域の中でのつながりをもって子育てを行っていきます。

■市民（地域）の役割

子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていきます。

子どもを虐待やいじめ、非行・犯罪から守るために、普段から子育て家庭との関係性を深めるとともに、安心して子育てができるまちづくりに努めます。

■西予市の役割

本計画に記載した子ども・子育て支援事業に関わる施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、国や県その他関係機関との連携を深め、協働して取り組みます。

市民・子育て支援団体・学校や幼稚園、保育所（園）などの教育・保育提供施設が自主的に子ども・子育て支援に関わる事業に取り組めるように、必要な支援と連携の促進を図ります。

■子育て支援団体などの役割

地域の特性を活かした子育て支援に関する活動を行っていきます。

西予市や市民、事業者及び学校や幼稚園、保育所（園）などの教育・保育提供施設と連携を深め、協働することによって、地域における子ども・子育て支援の拡充に努めていきます。

子どもとその保護者が、地域のイベントやボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努め、地域の中でのつながりを構築できるよう努めていきます。

■事業者・職域の役割

事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを十分に認識し、就業者である保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、ワーク・ライフ・バランスが取れた職場環境を整備していきます。

■教育・保育提供施設の役割

子どもが多くの時間を過ごす教育・保育提供施設において、集団生活の中でルールや基本的な生活習慣、豊かな人間性などを身につけることができるように取り組んでいきます。

本計画に沿って実施される子ども・子育て支援事業に関わる施策について、十分に理解し、自らも西予市や関係機関と連携して子ども・子育て支援に関する活動に取り組んでいきます。